〃	第四十三回	五億円	百円
〃	〃	五億円	百円十五銭
〃	第四十四回	三十億円	百円五銭
〃	〃	八十億円	百円十銭
〃	〃	五億円	百円二十銭
〃	〃	十億円	百円六十銭
〃	〃	四億円	百円八十銭
〃	第四十五回	五億円	九十九円四十銭
〃	〃	一億円	九十九円九十銭
〃	〃	二十億円	百円十三銭
〃	〃	五億円	百円二十銭
〃	〃	二十五億円	百円四十銭
〃	〃	二十億円	百円四十三銭
〃	〃	十億円	百円七十三銭
〃	〃	四億円	百円八十銭
〃	第四十六回	五億円	百円四十四銭
〃	〃	百四十億円	百円六十五銭
〃	〃	二十億円	百円七十銭
〃	〃	十億円	百円九十五銭
〃	〃	二十億円	百一円十銭
〃	〃	十億円	百一円二十銭
〃	〃	六億円	百一円三十五銭
〃	〃	十二億円	百一円四十銭
〃	第四十七回	七億円	百円二十銭
〃	〃	五十億円	百円四十九銭
〃	〃	五十億円	百円六十九銭
〃	〃	五十億円	百円九十九銭
〃	〃	三億円	百一円十八銭
〃	〃	三十三億円	百一円十九銭
〃	第四十八回	十億円	百二円十七銭
〃	〃	五億円	百二円十九銭
〃	〃	二億円	百二円二十銭
〃	〃	三十億円	百二円四十銭
〃	〃	十億円	百二円四十五銭
〃	〃	八億円	百二円九十銭
合計		千二百一億円	

○財務省告示第四百二号

関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）第一条の三、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）第三条第五項第四号ニの規定に基づき、同号ニに規定する財務大臣が定めるところを定める件（平成十七年三月財務省告示第百三十号）の一部を次のように改正し、平成二十八年一月一日から適用する。

平成二十七年十二月二十五日　財務大臣　麻生　太郎

本則中「第三条第五項第四号ニ」を「第三条第五項第六号ニ」に改め、「に準拠した」の前に「又は国際標準化機構の規格一二六五三―三」を、「を認識することが」の前に「又は国際標準化機構の規格一二六五三―三における四ポイントの文字及び一四〇図票」を加える。

○財務省告示第四百三号

関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）第一条の三、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）第三条第六項の規定に基づき、同項に規定する財務大臣が定める書類を定める件（平成十七年三月財務省告示第百三十一号）の一部を次のように改正し、平成二十八年一月一日から適用する。

平成二十七年十二月二十五日　財務大臣　麻生　太郎

本則中「第六十七条の六第一項」を「第六十七条の八第一項」に、第一号中「日日」を「日々」に、第二号中「同規則第百二条第三項に規定する書類」を「同規則第百二条第三項第二号に掲げる書類のうち、帳簿に同条第一項に規定する総収入金額及び必要経費に関する事項を記録することに代えて日々の合計金額を一括して記録した場合の当該事項の記載のあるもの」に、第三号中「同令第五十九条の八第三項」を「同令第五十九条の十二第三項」に改め、第四号ニ中「仕入書、」を削る。

○厚生労働省告示第四百七十九号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第五十四条の規定に基づき、昭和三十五年労働省告示第十号（労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十八年一月一日から適用する。ただし、この告示の適用の際、現に存するこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

平成二十七年十二月二十五日　厚生労働大臣　塩崎　恭久